

日本看護技術学会会則改正 新旧対比表

改正前	改正後
<p style="text-align: center;">第4章 役員・評議員および学術集会長 (中略)</p> <p>第16条 学術集会長の選出および任期 学術集会長は、理事会の推薦により評議員会で正会員の中から選出し、総会の承認を得る。 2. 学術集会長の任期は1年とする。 3. 学術集会長は、理事会、評議員会に出席することができる。 (中略)</p> <p style="text-align: center;">第7章 委員会</p> <p>第23条 委員会の設置等 本会は、事業の円滑な運営を図るために、理事会の議を経て委員会を設けることができる。 常設委員会として、下記の委員会を設置する。 1. 編集委員会 2. 研究活動推進委員会 3. 技術研究成果検討委員会 2. 委員会の組織および運営に関して必要な事項は、理事長が理事会の議決を経て、別に定める。</p> <p style="text-align: center;">第8章 会計</p> <p>第24条 会計 本会の運営は、会費および本会の事業に伴う収入などによって行う。 2. 本会の予算および決算は、評議員会および総会の承認を受け、会誌に掲載しなければならない。</p> <p>第25条 会計年度 本会の会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月末日をもって終わる。</p> <p>第26条 学術集会費用 学術集会の費用は学術集会参加費をもって充てる。ただし、その決算報告は理事会において行う。 (中略)</p> <p>付 則 本会則は、平成14年1月1日から実施する。 1) 平成14年10月20日一部改正する。 2) 平成15年 9月13日一部改正し実施する。 3) 平成16年10月 9日一部改正し実施する。 4) 平成21年 9月27日一部改正し実施する。 5) 平成24年 9月16日一部改正し実施する。</p>	<p style="text-align: center;">第4章 役員・評議員および学術集会長 (中略)</p> <p>第16条 学術集会長の選出および任期 学術集会長は、<u>正会員の中から理事会が推薦し、評議員会の選出を経て</u>、総会の承認を得る。 2. 学術集会長の任期は1年とする。 3. 学術集会長は、理事会、評議員会に出席することができる。 (中略)</p> <p style="text-align: center;">第7章 研究助成</p> <p>第23条 研究助成 <u>看護技術の検証と開発を追求し、看護実践の向上に寄与することを目的とした研究活動を支援するために研究助成を行う。</u> <u>2. 選考は、研究活動推進委員会が行い、理事会の承認を得て決定する。</u></p> <p style="text-align: center;">第8章 委員会</p> <p>第24条 委員会の設置等 本会は、事業の円滑な運営を図るために、理事会の議を経て委員会を設けることができる。 常設委員会として、下記の委員会を設置する。 1. 編集委員会 2. 研究活動推進委員会 3. 技術研究成果検討委員会 2. 委員会の組織および運営に関して必要な事項は、理事長が理事会の議決を経て、別に定める。</p> <p style="text-align: center;">第9章 会計</p> <p>第25条 会計 本会の運営は、会費および本会の事業に伴う収入などによって行う。 2. 本会の予算および決算は、評議員会および総会の承認を受け、会誌に掲載しなければならない。</p> <p>第26条 会計年度 本会の会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月末日をもって終わる。</p> <p>第27条 学術集会費用 学術集会の費用は学術集会参加費をもって充てる。ただし、<u>災害等で不測の事態が生じた場合には、この限りではない。決算報告は理事会において行う。</u></p> <p>※以下、章番号、条項番号繰り下げ</p> <p>付 則 本会則は、平成14年1月1日から実施する。 1) 平成14年10月20日一部改正する。 2) 平成15年 9月13日一部改正し実施する。 3) 平成16年10月 9日一部改正し実施する。 4) 平成21年 9月27日一部改正し実施する。 5) 平成24年 9月16日一部改正し実施する。 <u>6) 平成25年 9月14日一部改正し実施する。</u></p>